公共下水道の公共ますの設置基準

改正令和５年４月１日

（目的）

第１条 この基準は、富士市下水道条例(平成10年富士市条例第45号。以下(「条例」)第5条第1号に定める公共下水道の公共ます（以下「公共ます」という。）の設置等に関する事務処理の取扱いについて統一的な基準を示し、適正な運用を図ることを目的とする。

（公共ますの管理）

第２条 公共ますは、私有地（宅地）内において各家庭等の排水設備と公共下水道管の接点として設置されるため、市は取付管と共に公共下水道施設として維持管理を行い、使用者は適正な利用を努めるものとする。

（公共ますの設置場所）

第３条 公共ますの設置場所は、公道若しくは私道の道路境界又は官民境界から1メートル以内の私有地とし、維持管理等に支障がない箇所とする。

２ 前項に規定する私有地内への公共ますの設置に係る土地の使用については、無償とする。

（公共ますの設置要件及び個数）

第４条 原則として公共ますは、市が１画地に1個を設置するものとする。また、1画地に２個以上必要になる場合は、個人又は法人が設置し、市に寄贈する。

２ 前項の1画地とは、同一の者(共有名義または別名義での一体利用も含む)が利用する連続した土地とする。なお、公図上分割されていても現況にその形態がなく私有地と一体利用している場合は連続した土地とみなす。ただし、道路（公道、公共下水道本管設置済み私道）又は水路（市、県等が管理している水路）により分割されている場合を除く。

（公共ますの設計基準）

第５条 公共ますの設計基準は、別に定めるところによる。

（公共ます設置申請等）

第６条 公共ますを市が設置する場合は、公共ます設置申請書を富士市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。また、個人又は法人が公共ますを設置する場合（自己負担）は、第７条の規定による協議を行うこととする。

（公共ますの寄贈）

第７条 個人又は法人が公共ますを設置する場合（自己負担）は、公共下水道施設寄付事前協議書を市長に提出するものとする。

２ 市長は、前項の協議書の提出があったときは、この公共ますの寄贈について公共下水道施設寄付応諾書により通知する。

（公共ますの変更）

第８条 既存公共ますの構造等を変更する場合は、事前に公共下水道施設変更協議書を市長に提出するものとする。

２ 市長は、前項の協議書の提出があったときは、この公共ますの変更について公共下水道施設変更応諾書により通知する。

３ 第１項の規定により要する費用は、申請者が負担するものとする。

（公共ますの廃止）

第９条 既存公共ますを廃止する場合は、事前に公共下水道施設廃止協議書を市長に提出するものとする。

２ 市長は、前項の協議書の提出があったときは、この公共ますの廃止について公共下水道施設廃止応諾書により通知する。

３ 第１項の規定により要する費用は、申請者が負担するものとする。また、廃止した公共ますを再度設置するために要する費用は、申請者の負担とし、市は負担しない。

４　前項の規定の内容について、申請者が土地所有権その他権利を譲渡する場合は、譲受人に継承することとする。

（補則）

第10条 これらの基準の運用において、著しく公益性を欠く場合やその他特別の取扱いを必要とし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。また、この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別途協議するものとする。

（様式の指定）

第11条　この基準による手続きは、次の様式（別紙参照）とする。

公共ます設置申請書　　　　　　　第１号様式（第６条関係）

公共下水道施設寄付事前協議書　　第２号様式（第7条関係）

公共下水道施設寄付応諾書　　　　第３号様式（第7条関係）

公共下水道施設変更協議書　　　　第４号様式（第8条関係）

公共下水道施設変更応諾書　　　　第５号様式（第8条関係）

公共下水道施設廃止協議書　　　　第６号様式（第9条関係）

公共下水道施設廃止応諾書　　　　第７号様式（第9条関係）

完成届出書　　　　　　　　　　　第８号様式（第8条・第９条関係）

この基準は、平成６年６月15日より施行する。

付　則

この基準は、平成９年５月26日より施行する。

付　則

この基準は、平成16年４月１日より施行する。

付　則

この基準は、平成23年６月24日より施行する。

付　則

この基準は、平成29年４月1日より施行する。

付　則

この基準は、令和２年６月1日より施行する。

付　則

この基準は、令和３年４月1日より施行する。

付　則

この基準は、令和５年４月1日より施行する。